

## 明日香村特定建設工事共同企業体運用基準

(目的)

第1 この基準は、明日香村が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の運用について必要な事項を定める。

(対象工事の種類及び規模)

第2 共同企業体に発注できる建設工事は、大規模かつ技術的難度の高いもので次のいずれかに該当するものとする。

(1) 橋梁、トンネル、堰、ダム、下水道（シールド工法）、造成等の土木工事で、その設計金額が3億円以上のもの。

(2) 大規模建築、大規模設備等であって、その設計金額が5億円以上のもの。

2 前号の規定にかかわらず、発注しようとする工事が特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図る必要性があるもの等で、明日香村建設工事等の入札及び契約に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）において共同企業体による施工が適当と認めるものについては、対象工事とすることができる。

(構成員の要件)

第3 共同企業体のすべての構成員は、明日香村の入札参加資格を有するもの（以下「有資格業者」という。）でなければならない。

(構成員の数)

第4 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、第2に該当する工事で、同項に定める規模の10倍を超える規模であって、多数の工種にわたる等により技術力を結成する必要がある工事については、円滑な共同施工の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、5社までとすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第5 当該工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合にあっては、最上位の等級に属する有資格業者による組合せでなければならないものとする。

(構成員の資格)

第6 共同企業体の構成員は、次に定める要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が数年以上あること。

(2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(3) 当該工事に対応する許可業種に係る管理技術者又は国家試験を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(出資比率)

第7 構成員の出資比率の最低限度は次のとおりとする。

(1) 2社の場合 30%

(2) 3社の場合 20%

(3) 4社の場合 15%

(4) 5社の場合 10%

(結成方法)

第8 自主結成を基本とする。ただし、必要があるときは別に結成方法を指定することができるものとする。

(代表者の選定方法)

第9 代表者は、共同企業体の構成員中最大の出資比率を有する者でなければならない。

(資格審査等)

第10 共同企業体の資格認定については、共同企業体からの申請に基づき調査委員会が行うものとする。

2 前号による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とする。

(共同企業体数の基準)

第11 指名業者としての共同企業体の数は5組～10組を目途とする。

2 前項の数を下回り、且つ正当な競争を確保することができないと認められるときは、調査委員会は補充の選定をしなければならない。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。